

さとに居宅介護支援事業所

さとに居宅介護支援事業所は在宅生活を送る中で、生活・介護でのお悩みを一緒に考えていきます。快適な日常生活を送れるように支援させていただきます。

☆介護保険を利用できる対象者

65 歳以上の方は、市町村(保険者)が実施する要介護認定において、介護が必要と認定された場合はいつでも介護保険サービスを受けることができます。(第一号被保険者)

また、40 歳以上 64 歳未満で、介護保険の対象となる特定疾患により介護が必要と認定された場合は、介護保険サービスを受けることができます。(第二号被保険者)

☆当事業所が提供するサービス内容

介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の全額が介護保険から給付されますので、自己負担の必要はありません。

<サービスの概要>

居宅訪問	居宅サービス計画作成にあたり、利用者の置かれている環境の評価や、現に抱えている問題を把握するため、居宅訪問による面接調査を行うとともに、当該計画作成後においても、サービスの実施状況を把握し、サービス計画の変更など、ご利用者が求めるサービスが適切に提供されるように居宅訪問等の方法による支援を行います
居宅サービス計画書の作成	自宅において日常生活を営むために必要なサービスを利用できるよう、心身の状況等を勘案して、利用するサービスの種類及び内容、担当する者等を定めた居宅サービス計画を作成します
事業所間の連絡調整	当該計画に基づいて、サービスの提供が円滑に行えるように事業者との連絡調整を行います
相談業務	電話、訪問、来所等を通してご利用者からの相談に適切に対応します
申請代行	介護認定の申請やその他介護保険サービスを利用するにあたり、必要な申請手続きの代行を行います
給付事務	国民保険連合会に提出する介護保険の給付管理を行います

☆さとに居宅介護支援事業所の実施区域

通常の事業の実施地域	鳥取市
営業日	月曜日～金曜日 但し、土日祝祭日及び12月30日～1月3日は休日とする
営業時間	午前8時30分～午後5時30分

<24時間連絡体制>

営業日や営業時間外の緊急時や相談への対応については、必要に応じてご利用者及びご家族からの連絡が取れる体制を確保しています。